

## 災害に便乗、不安あおる

夏を迎え、台風や豪雨などの自然災害を心配する季節となりました。この時期には「無料点検」を口実に消費者宅を訪問し、十分な検討をさせないまま高額な契約を締結させるなど、災害に便乗した悪質商法などに関する情報が寄せられます。

▼近所で工事をやっているという業者が突然訪問してきて、「屋根瓦がずれているので直してあげる」と言われたのでお願いした。さらに別の箇所を指摘され「このままでは雨漏りする、早急に修理が必要だ」と言われ高額な契約をしてしまった。(60代・男性)

▼業者が訪問してきて「屋根点検を無料で行うがどうするか」と言われ、お願いした。点検後「瓦がずれており、雨どいも修理が必要。自然災害によるものなので保険会社に申請すれば修理代の負担なしで直すことができる」と言われ契約をした。(50代・女性)

悪質業者は、無料の点検などをきっかけに消費者との関わりを持ち、その後に不安をあおり、有償の契約を求めてきます。契約してもずさんな工事が行われる、費用が高額である、契約内容に不必要な工事が含まれているなど、さまざまな問題が発生しています。

また「加入している火災保険を使えば修理費用が賄える」と勧誘され、業者から保険金を請求する手続きをサポートするという契約を結ばされたが、高額な手数料を請求された、保険金が下りず工事をしないことになったのに高額な解約料が請求された、などのトラブルも増えています。このような手口には保険会社をだますような虚偽の保険金請求が指南されている事例も見られます。契約をする場合は、業者の話をうのみにせず、家族と相談するなど慎重に行うことが大切です。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや！）

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。